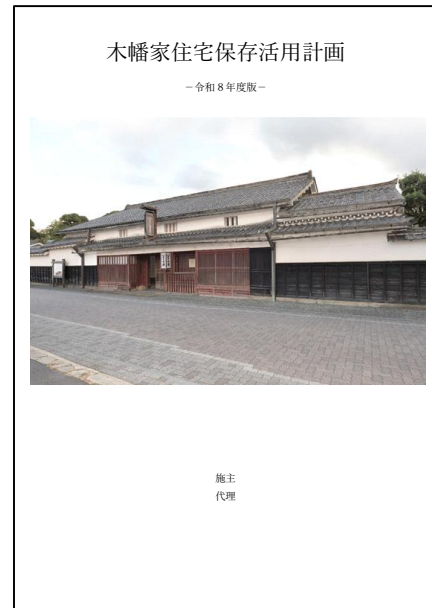


重要文化財木幡家住宅保存活用計画の策定

対象文化財

名 称：木幡家住宅（島根県松江市宍道町）
 所在地：島根県松江市宍道町宍道 1335 番地
 指定年月日：昭和 44 年 6 月 20 日指定
 平成 21 年 12 月 8 日追加指定
 所有者：個人所有
 文化財内訳）※大規模保存修理事業実施中
 重要文化財(8 棟)：主屋、新座敷棟、飛雲閣、
 新奥座敷棟、奥座敷棟、
 新蔵、米蔵、三階蔵
 附指定(5 棟)：湯殿、御成門、行啓門、資材蔵、
 裏門



木幡家の概要

木幡家は、近世に宿場町として栄えた町の中にあり、江戸時代は酒造業を営んだ商家で、藩主の領内巡視などの際の休泊所として本陣も務めた。明治 40 年には、皇太子山陰行啓の御昼餐所に選定された。

享保 18 年（1733）に建築された主屋は、旧本陣遺構であり、また町家としても 18 世紀前半の数少ない遺構であることが評価され、昭和 44 年 6 月 20 日に重要文化財に指定された。

主屋以外の座敷群は、主に明治時代に整えられた上質なつくりの接客施設である。これら座敷群については、山陰地方における商家の特徴を理解する上で重要であるとして、平成 21 年 12 月 8 日に重要文化財に追加指定された。なかにはいくつかの茶室が遺されており、多くの文人墨客が訪れ、煎茶とともに交流を深めたと思われる。

また、木幡家は、江戸時代に町役人を 100 年以上連続して勤め、10 代貞良は町年寄を勤めたのちに
 くみがしら したごおり
 与頭・下郡も勤め、11 代質良も町年寄を勤めたのちに与頭も勤めている。

計画の目的

木幡家住宅は現在大規模保存修理中である(R 元.4～休館中、R12.12 完了予定)。保存修理に伴って実施する調査により新たに明らかとなった内容を含め、木幡家住宅の価値について改めて整理する。そのうえで保存・活用を円滑に行うため、現状と課題を把握し、必要となる事項や課題に対する方針を示すことで、木幡家住宅が健全に保存され、地域の財産として活用されることを目的とする。

計画の概要

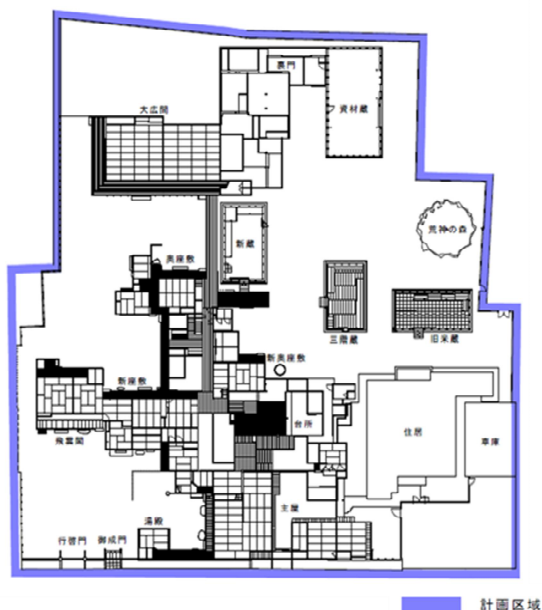
保存に関する課題を整理するとともに、今後の活用に向けた方針や具体的内容を定める。

飛雲閣を含めた現在の姿が整った明治 35 年を基準年として、敷地全体を整える。

文化財建造物のほか、周辺環境(庭園の樹木・工作物や、門・堀)を含めた活用が期待される。

計画の対象範囲

木幡家住宅の敷地のほか、道路を挟んだ向かいの来訪者用駐車場も含める。



基本方針

特長1：木幡家の性格をなす4つの視点(機能)で整理

- ア)商家としての機能
- イ)本陣宿としての機能
- ウ)文化交流の結節点(煎茶文化)としての機能
- エ)役人としての機能

特長2：主に以下の4つの章で構成

1. 保存管理計画

3つの部分（保存・保全・その他）及び4つの部位（基準1～4）に分けて管理を行う。基準設定により、日常管理範囲について整理する。

2. 環境保全計画

庭園や未指定建造物等も含めた敷地全体に関する保全の計画
環境保存区域、環境整備区域の2つを設定

3. 防災・防犯計画

防火・防犯・耐震等に関する事項を明記。自動火災報知設備、炎感知器、防犯カメラの設置を検討。耐震補強を実施し、来館者の安全を確保する。

4. 公開活用計画

木幡家の魅力を効果的に発信するため、管理事務室をはじめとする管理諸室、ガイダンス室、展示室を計画する。来客用トイレの整備など検討。

施策内容

調査

大規模保存修理事業を実施することにより、木幡家住宅の改造の履歴や変遷を明らかにする。

保存・管理

150年に一度の大規模保存修理を実施し、建造物の長期耐久性を強化

日常点検・維持管理の徹底

維持修理に関するルールの明確化

防災

防火・防犯対策を強化する

耐震対策・液状化対策を実施

整備・活用

建造物と庭園の一体的な整備(排水性の向上対策も実施)

展示設備の強化、内部観覧エリアの整理、一部バリアフリー化の検討

六道地域との連携、地域住民の学習の拠点施設として活用を促進

運営・体制

管理事務室を設け、来客受付機能を強化

保存管理計画

保存の方針

木幡家住宅は、令和元年度から敷地内建造物の保存修理工事を行っており、工事の中で、屋敷地の景観が最も整った時代を検証し、その時代の姿に復旧整備することを検討している。計画区域内の各指定建造物について、今後、復旧整備した状態を保存することを基本として、保護の方針を定める。

管理方法

ア 保存環境の管理

①清掃・整頓に関する事項

所有者により、定期的な清掃・整頓を実施する。壁紙が捲れている部分は仮留めを行う。

②日照・通風の確保に関する事項

定期的に樹木の手入れを行い、日照を確保する。また、窓の開閉により建造物内の換気、通風を行う。

③蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

目視点検により、早期の発見に努める。虫菌や金属腐朽を発見した際は、必要に応じて防蟻・防腐処理を行う。また、原因を追究し再発防止及び状況の改善を図る。蟻害防止の措置をとる。

④風水雪害に関する事項

災害に関する情報を収集し、事前の対策を講じる。被害が発生した場合は、速やかに原因調査を行い、必要な応急処置及び修繕を実施する。

イ 建造物の管理

修理届を要しない小規模な修繕等管理のための行為の内容について明記。(小規模な修繕に関しては、原則、同種同品位を使用し、重要文化財(建造物)の修理実績がある者が施工)以下に一例を示す。

- ・外構及び基礎：塀の漆喰の2㎡以内の塗り直し、コンクリート基礎の亀裂補修
- ・外壁：漆喰又はモルタルの2㎡以内の塗り直し、後補板張りの破損部の2㎡以内の修繕
- ・屋根及び雨樋：棧瓦及び棟石のズレ直し、雨漏り箇所の修繕、雨樋の穴補填等の簡易な修理
- ・建具：昭和20年以降に取り付けられた金具の補修、破損硝子の取替え、障子紙張替え
- ・その他：電球の取替え、電気配線・コンセント・照明器具の不具合に係る小修理 など

今後の保存修理計画

先行して新蔵、米蔵、三階蔵の蔵3棟の保存修理工事が令和4年度に完了し、現在、主屋ほか10棟の保存修理工事を実施している。令和12年度末に令和の保存修理を完了する見込みであり、当面は大規模な修理は必要としない。

保存修理後に日常的に活用する中で、小規模な修理が必要となる劣化や破損が確認された場合には、速やかに必要な措置を講じる。

台風や地震などの自然災害によりき損した場合には、直ちに応急処置または養生処置を行い、速やかな復旧に努める。

電気設備・機械設備等は定期的に点検を行い、型式失効または更新時期に伴い機器の交換を適切に行っていく。

【定期的なメンテナンスの頻度に関して、目安となる時期を明示】

- 例)・蟻害対応(白蟻駆除)の頻度：定期的な白蟻駆除(5年に1回程度)
- ・行啓門及び御成門修理の頻度：定期的な塗装塗替え(10年に1回程度)

環境保全計画

環境保全の現状と課題

木幡家住宅には、飛雲閣前庭、新座敷棟前庭、大広間棟前庭及び本庭、主屋前庭、奥座敷棟前庭、採光のための中庭3箇所がある。これらの庭園は、主屋の造営が開始された享保18(1733)年から6代藩主宗衍公が木幡家を初めて訪れた延享3(1746)年までの期間に作庭されたものと推定される。ただし、建造物の増築や行啓に合わせ庭園も改修され、現在に至っている。

【環境に関する課題】

- ・樹木が繁茂し、倒木等の危険性や景観面等で、重要文化財(建造物)に深刻な影響を及ぼしている。
- ・各庭園に配される灯籠、手水鉢、宝篋印塔、仏像等の石造物の一部に風化による劣化。
- ・飛雲閣北庭園をはじめ各所にある雨水排水の、排水不良。
- ・建造物が密集し、樋からの雨が重要文化財(建造物)にかかり、老朽化を進行させる恐れ。

環境保全の基本方針と整備計画

樹木や未指定建造物が重要文化財(建造物)に直接影響を及ぼさないように管理を行う。

庭について、重要文化財(建造物)と一体的な保全を図るとともに、その価値を伝える整備を行う。

防災設備(防火・防犯設備)計画

防火・防犯対策の現状

- ア 木造であるため、建物自体の燃焼性は高い。
- イ 木造密集地内に位置し、延焼・類焼の恐れがある。
- ウ 区域内に所有者が居住し管理している。早期発見・初期消火を行うことが可能。
一方で、区域内で火気を使用するため、失火の恐れがある。
- エ 指定範囲が広いため、所有者単独ではなく、宍道地域における自衛防災組織との連携が必要。

防火計画

- ・防火管理区域内に所有者が常駐し、定期的に区域内の巡回を行う。
- ・火気の使用にあたっては細心の注意を払い、不用意な火気使用をしない。使用前後には巡回し消火したことを点検する。
- ・火気使用区域を除き、敷地内における火気使用を禁止し、標識等により明示する。
今後、公開活用の整備を行うなかで電気配線の確認を行い、必要に応じて取換工事を行う。
また、合わせて、建物の公開時の避難経路及び避難誘導体制について検討し、体制を構築する。
- ・消火体制（初動対応）
 - ①自動火災報知設備等により火災の通報を受けた管理者が所轄消防へ通報。
 - ②初期消火は管理者が消火器等により実施する。

防犯計画

- 計画区域が広く、適宜、家人により巡回を行っているが、目が行き届いていないところもある。また、公開を行っているため、不特定多数の人が出入りすることから放火の恐れもある。今後の対処として、以下の内容について検討する。
- ・老朽化した施錠設備を取り替える。
 - ・主要な部分や人目に付きにくい場所等に防犯カメラを設置する。
 - ・塀や門に炎感知器を設置する。
 - ・今後の公開活用に向けた管理運営体制の検討のなかで、定期的な見廻りを行う体制を検討・構築する。
 - ・隣家との境界は仮設の塀のみであり、特に駐車場に隣接する箇所は防犯上危険である。境界には景観に配慮した塀を設ける。

設備整備計画

防災設備（防火・防犯設備）の設置状況

①火災警報設備

主屋、新座敷棟、飛雲閣、新奥座敷棟、奥座敷棟、台所、大広間棟には、自動火災報知設備の設置有り。道路に面する御成門、行啓門、裏門は、放火等に備えた炎感知器の設置も検討する。

②消火設備

木造密集地に所在し、延焼する危険性が高い。近隣には公設の消火栓があるが、口径が

60mm でかつ工具がなければ開けることができないため、公設消防隊しか使用することができない。初期消火に対応できるよう、所有者が使用できる口径 45mm の易操作性消火栓の設置を検討する。

③避雷設備

低地にあり、建造物の高さも低いため、避雷設備を設置していない。落雷の恐れのある高木について防災事業で伐採する。

耐震対策

耐震診断の状況

平成 24 年に実施した耐震予備診断では、いずれの建物も根本的な修理（補強を含む）又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要があるとの結果であった。

- ・蔵 3 棟は保存修理工事にて耐震補強を実施した。
- ・蔵 3 棟以外の建物については、保存修理事業で行う解体工事に合わせて、耐震診断を行う建物を精査し、補強工事内容の検討を行う。補強が必要な箇所については、保存修理工事と並行して耐震改修工事を実施する。

地盤調査の結果について

調査により、表層の盛土の直下は穴道湖に注ぐ斐伊川等の河川により堆積した地層で、砂質土が主体であった。また、液状化判定を行った結果、中地震動時においても地盤が液状化する可能性が高いことが判明した。保存修理工事の中で、耐震対策、液状化対策について検討を行う。

公開活用計画

公開その他の活用の基本方針

木幡家住宅は個人所有の建造物であることを大前提としつつも、文化財を保存し、木幡家住宅及び穴道町の歴史的建造物としての価値を分かりやすく発信していくために、以下のとおり基本方針を定め、公開活用を行う。

- 【理解を深める公開】 木幡家住宅の価値を明確にし、来訪者が理解を深められる活用を図る。
- 【効果的な展示】 木幡家が所蔵している収蔵品を効果的に展示する。
- 【地域に根ざした公開】 地域学習の拠点施設と位置付け、地域住民の活動の場として活用することにより、文化財保護の思想を醸成しつつ、地域の活性化を図る。
- 【環境整備】 安全かつ快適に利用できる環境を整備する。
- 【一体的な公開】 建造物と庭園との一体的な公開を行う。

公開計画

（１）公開範囲及びエリア

建造物群を 5 つのエリアに区分し、特性に応じた公開を図る。各部屋から庭園が見えるような

動線計画を立てる。

ア 主屋エリア

木幡家の歴史

江戸期の商家並びに本陣機能

イ 新座敷棟エリア

木幡家屋敷図の歴史の変遷

松江藩家老朝日家住居の移築

ウ 飛雲閣エリア

皇太子嘉仁親王行在所としての飛雲閣

エ 奥座敷棟エリア

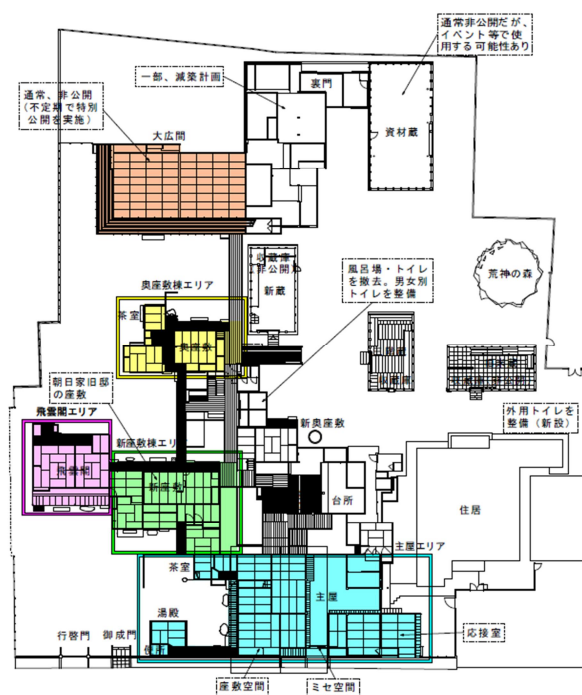
木幡家の歴代当主とくらし

オ 大広間棟エリア

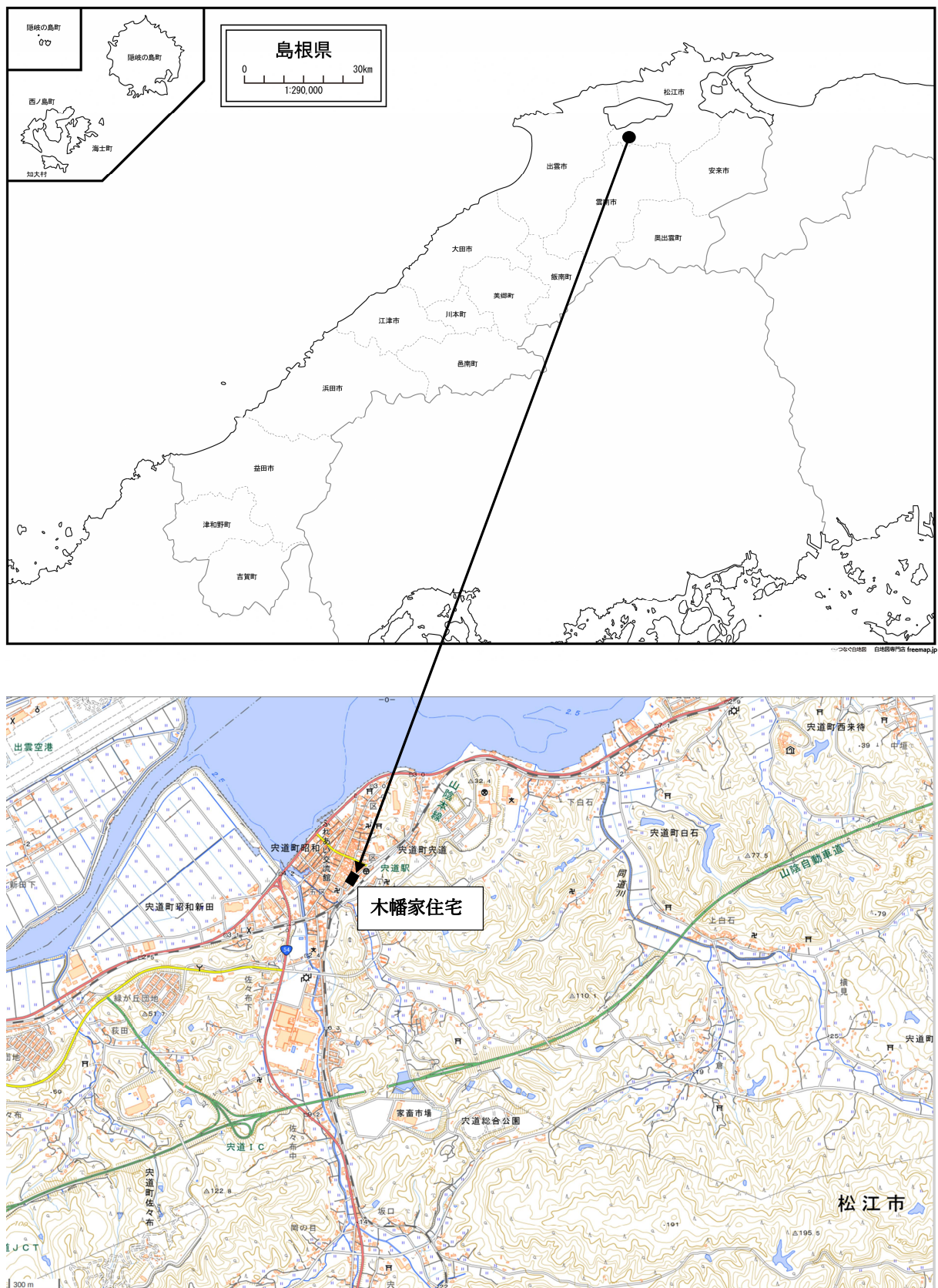
大空間を活かし、大型の美術工芸品を展示する特別展や、地域住民や小学生の生涯学習を行う際の会場等に活用。

(2) 関連史料等の公開

木幡家や宍道町の歴史に関連する史料は上記5つのエリアにて適宜展示。



参考資料：重要文化財木幡家住宅 位置図



(国土地理院地形図を加工して作成)

